

消費者と提携し地域農業を守る

下郷農協



2019

70 No. 698

October



有機野菜生産出荷組合が研修旅行

(9月19日、宇佐市の佐藤農園で苗作り学ぶ)

台風15号で甚大被害

その最中に第4次安倍内閣発足

代表理事組合長 矢崎 和廣



台風での大規模被害と

長引く停電

9月8日から9日未明にかけて、首都圏を中心に台風15号が通過し、甚大な被害をもたらしました。

電車等の交通網は大混乱し、通勤客を中心に多くの人が駅に充満している光景がテレビ等で映し出されました。住宅など建物の屋根が飛ばされて天井がない状態や大きなフェンスが倒れ掛かって住宅を押しつぶしている光景など、台風15号は想像を超える勢力で被害をもたらしました。

特に、東日本大震災以来とも言われているのが長引く大規模

な停電です。

中でも千葉県では13日になっても20万戸以上が停電しており、猛烈な暑さが続く中でエアコン・扇風機なども使えず、熱中症で亡くなる方もおり、命と健康を脅かす状況になっています。大きな原因は、風倒木が多いため設備被害の把握が出来ず、何度も復旧見通しの訂正をする状況でした。

甚大被害が続く中での

第4次安倍内閣発足

当初、政府が台風15号の接近で官邸危機管理センターに情報連絡室を設置したのは6日だと言います。

8日には気象庁がテレビ等を通じて「記録的な暴風雨の恐れがあります。」と、最大限の警戒を呼び掛けていました。

それなのに9日午前に内閣危機管理官と気象庁長官を官邸に

呼んで台風の状況報告を受けただけで、その後は動く事も無かった(13日付け赤旗2面)模様です。

そのような中、11日には終日、自民党の新役員人事、内閣改造ばかり。夕方の会見では台風15号には触れましたが、関係新聞僚に緊急対応すら求めています。

それどころか、12日午後7時現在でも災害対策本部を立ち上げていない状況です。(同新聞より)

安倍内閣には、何はさておいても「国民の命と暮らしを守る」対応を取ってほしいものです。

災害時でも消費税率

引き上げ強行

記憶に新しい昨年の西日本豪雨、台風21号、北海道地震はじめ、今年の佐賀県を中心とした豪雨水害や今回の台風15号など、毎年立て続けに発生する災害で被災した方々の心身の健康を維持できる対応をさらに強める事はもとより、大雨や台風の様

子測できる災害を最小限に抑える取り組みが重要です。

また、どれほどの住民が暮らしや生業に打撃を受けているか全体像を急いでつかみ、対策を緊急に講じる必要があります。

そのような中、第4次安倍内閣は10月からの消費税10%への増税は強行すると表明しました。5%から8%への増税の際は、

増税前に多くの駆け込み需要がありました。今回はその駆け込み需要すら実施する余裕が無い状況まで景気が悪化している中での増税です。

8%に増税した当時からこれまで、実質家計消費は年25万円も落ち込み、実質賃金は10万円も低下しています。

基本的には食料品以外は10%となるため、被災地の復旧・復興に関わる住宅や家財など生活に必要な多くが増税されます。

政府には現状をもう一度振り返り、少なくとも消費税増税は中止してほしいものです。

こんにちは！デイケア元気村です

秋晴れの心地よい季節となりました。

朝、夕は冷え込んできていますので、体調には十分に気を付けてください。

今回は集団リハビリの中でのゲームの様子を紹介します。

事前にスタッフで、布きれを使い服やズボンを縫い作りました。洗濯物干しゲームです。

利用者が2チームに分かれ、順番に1人ずつ洗濯バサミでひもに干してから取り込むまでのゲームです。

どちらのチームが先に干し終わるか競ったり、また最後に干した人から洗濯バサミをはずして洗濯物を取り込みたんで箱に入れたり、皆さん負けまいと一生懸命でした。途中笑いもあり楽しく盛り上がっていました。このゲームを通して楽しく上

肢や指の筋力を鍛えられています。



デイケア元気村

TEL 56-2385

休診・当番医のお知らせ

10月12日(土)は医師研修出張のため休診、10月20日(日)9時～17時、下郷診療所は日曜当番医です。

TEL 56-2361

インフルエンザの予防接種について

インフルエンザの予防接種の受付を10月3日から開始いたします。ご希望の方は下郷診療所56-2361に連絡して下さい。

接種期間：2019年11月1日～2020年1月11日まで

接種料金：生後6か月～13歳未満1回目・2回目・・・3,000円

13歳以上～65歳未満の方・・・3,500円

65歳以上の方・・・1,000円

助成金対象者：生後6か月～中学3年生まで

助成金1回接種あたり・・・2,000円

助成回数①生後6か月～13歳未満は2回

②13歳以上中学3年生までは1回



10月1日
スタート!

消費税の「軽減税率制度」とは？

2019年10月から消費税が変わります。消費税率が10%に引き上げられるとともに「軽減税率制度」が導入されます。全ての事業者に関係のある制度です！

J A 全中・J A まちづくり情報センター
顧問税理士 柴原 一

消費税の概要と今後の改正スケジュール

消費税（地方消費税含む、以下同じ）とは、物の売買やサービスの提供など「取引」にかかる税金です。なお、「土地の譲渡、貸し付け」「有価証券等の譲渡等」「住宅の貸し付け」などの取引は非課税になっています。消費税を負担するのは消費者ですが納税は事業者が行います。ただし、原則として、前々期（個人事業者は前々年）の課税売上が1000万円以下の小規模事業者に関しては消費税の納税義務が免除されています。消費税の納税額は、原則として売り上げの際に預かった消費税額から、仕入れの際

に支払った消費税額を控除（仕入税額控除）した金額となります。消費税率は2019年9月30日までは8%（うち地方消費税率1.7%）ですが、同年10月1日からは、消費税率が10%（うち地方消費税率2.2%）に引き上げられるとともに「軽減税率制度」が導入されます。また、2019年10月1日から2023年9月30日までの暫定的措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。これは、2023年から導入される「適格請求書等保存方式」の経過措置という位置付けになります。

消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度は、軽減税率対象品目について税率を8%（国税6.24%、地方消費税1.76%）にするというものです。軽減税率対象品目は、飲食品および定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞です。ただし、飲食品のうち酒類

および外食サービスを伴う物については、軽減税率は適用されません。農家の方が取り扱う農産物や付随サービスに対する主な軽減税率（8%）対象品目と標準税率（10%）品目は次の通りです（図2）。

図1 消費税改正スケジュール

「適格請求書等保存方式」においては、後述するように適格請求書発行事業者の登録を受け、発行する請求書に登録番号を記入する必要があります。この登録受付は2021年10月1日以降になります

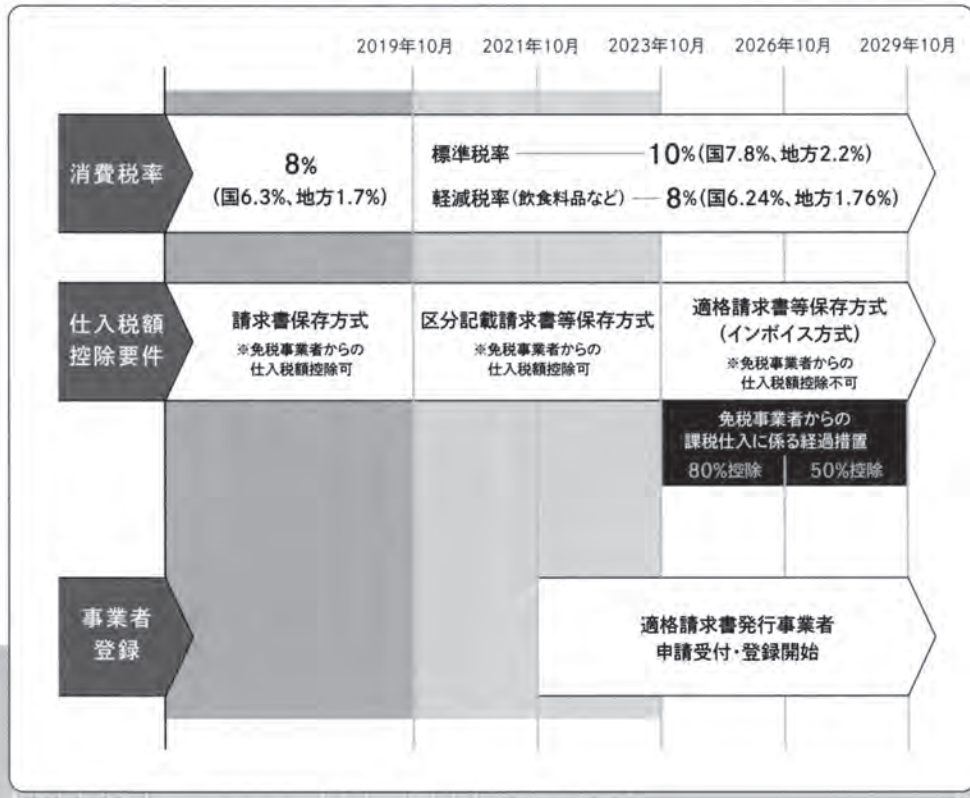


図2 主な軽減税率対象品目と標準税率品目

軽減税率(8%適用)	標準税率(10%適用)
<ul style="list-style-type: none"> ●米 ●酒米 ●野菜 ●果物 ●花(食用) ●製菓材料の種子 ●食肉 ●農家レストランの弁当の「持ち帰り販売」 ●送料(農産物価格に含まれている場合) ●包装代(農産物価格に含まれている場合) ●イチゴ狩りで取ったイチゴを土産用に販売 	<ul style="list-style-type: none"> ●飼料用米 ●種もみ ●日本酒 ●花(観賞用) ●栽培用の種子 ●苗木 ●肉用牛などの生きた家畜 ●農家レストラン内での飲食(外食) ●ケータリング(相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食物品の提供) ●送料(農産物と別に請求する場合) ●イチゴ狩りの入園料販売など手数料

区分記載請求書等保存方式

消費税の計算は帳簿方式といって帳簿に記載された取引金額を基に税額計算が行われてきました。今回の改正ではインボイス制度という、税金の金額を請求書や領収書などの証憑(しょうひょう)を基に計算する「適格請求書等保存方式」が導入されます。ただし、適格請求書等保存方式をいきなり導入するのではなく、まず、経過措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

この方式においては、区分記載請求書などを保存しておかないと仕入税額控除を行うことができません。従って、農家の方がスーパーなど事業者に農産物を販売する場合、相手先から区分記載請求書の交付を求められることになります(区分記載請求書等は免税事業者であっても発行することができます)。

区分記載請求書等には、現行の請求書の

請求書		〇年〇月〇日
〇〇〇〇御中		
10月分	21,900円	
10/7	雑貨	3,300円
10/8	食料品*	5,400円
10/15	雑貨	13,200円
合計	21,900円	
		(10%対象 16,500円)
		(8%対象 5,400円)
*印は軽減税率(8%)適用商品		
事業者〇〇〇〇		

記載事項(課税仕入れの相手方の氏名または名称、取引年月日、取引の内容、対価の額)に(1)軽減税率の対象品目である旨、および(2)税率の異なることに合計した対価の額(消費税込金額)を追加して記載する必要があります。「区分記載請求書等」のイメージは左図の通りです。

適格請求書等保存方式

2023年10月1日の適格請求書等保存方式の導入後は、原則として「適格請求書」等を保存しておかなければ仕入税額控除を行うことができなくなります。区分記載請求書等の場合と同様に、農家の方が事業者に農産物を販売する場合、相手先から適格請求書等の交付を求められることとなります。適格請求書を発行するためには、税務署長に登録申請書を提出(2021年10月1日より申請受付)し、「適格請求書」を交付することができる適格請求書発行人事業者として登録を行う必要があります。ただし、適格請求書発行人事業者になるためには消費税の課税事業者であることが必要です。免税事業者である場合は、あえて課税事業者になることを選択しなければ適格請求書



イラスト：服部新一郎

発行事業者になることができます。そのため、適格請求書等保存方式の導入に合わせて「農協特例」が手当てされます。この特例は生産者が適格請求書発行人事業者であるかどうかにかかわらず、JAに対して無条件委託・共同計算により販売委託された農産品について、適格請求書の代わりにJAが発行した請求書で買い手が仕入税額控除を行うことができるというものです。無条件委託とは、農家の方が出荷した農産物について、売値、出荷時期、販売先などの条件を付さずに販売委託するものです。また、共同計算方式とは一定期間にJAが販売した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する方式をいいます。

読者からのメッセージご紹介

遠くまで毎週配達していただきありがとうございます。(小郡市 Tさま)

下郷食品、毎回安心して食しています。(大分市 Kさま)

組合長の分かり易いコラムをはじめ、魅力ある広報誌だと思います。毎月楽しく読ませてもらっています。(竹田市 Gさま)

娘が職場でもらって発泡の箱に植えた稲が急に大きくなりました。こんな庭でお米ができるのかしらと思いつつも秋を楽しみにしています。それにつけても、安心して安全な食べ物を作って下さる生産者の方にはいつも感謝しています。これからはまだまだ暑くなります。お体には十分お気をつけてください。(北九州市若松区 Hさま)

野菜不足の昨今、今週も同じものと思いますが頑張っています。下郷農協の冊子を見て確かな消費者の立場で作っていただいている事を感じます。

(北九州市八幡東区 Kさま)



手軽に健康 手指体操

「指先たたき体操」で脳の血流アップ!

健康生活研究所長 ● 堤 喜久雄

手指の運動を繰り返す行うことによって、脳の血流はどんどんアップしていきます。脳の働きを拡充するばかりか、リフレッシュ効果もあります。単純な動きを繰り返すだけではなく、覚えた動きに変化をつけたり、動かす回数を変えたりすることで、脳の神経細胞の減少を防ぐことにつながります。

今回の指先たたき体操は、左右の指と指をたたきだけのとてもシンプルなものです。たたく順番や速さ、回数を変えて行くと、脳にとっては違う運動を覚えることになり、ステップ1だけで終わらせず、ステップ2まで行いましょう。

ステップ1とステップ2を併せて行いましょう

ステップ1



(1) 両手の指先を合わせて構えます。



(2) 親指の指先をトントンと10回たたきます。



(3) 次に人さし指の指先を10回たたきます。同様に他の指先同士も10回ずつたたいていきます。(1)~(3)の動きを3セット行います。

ステップ2

たたく回数や順番を自分で決めて繰り返したたきます。

ポイント

動作はリズムカルに!

第63回 下郷農協まつり

顔出しパネルで
記念にパシャ!!

と き：2019年11月10日(日曜日)〔雨天決行〕
10時開会(9時30分～オープニング)
ところ：下郷小学校グラウンド(下郷農協本所隣)

お問合せ：まつり実行委員会事務局
(下郷農協 管理部まで TEL0979-56-2222)



(昨年の農協まつり)

加工用カボスの受取について

加工用カボスの受取を行います。カボスをお持ちの方は出荷をお願いします。

- ・受取日：10月24日(木)
- ・受取時間：13時～16時30分
- ・受取場所：惣菜工場裏プラットホーム
- ・受入価格：kg当たり50円(税込み)
(出荷時間に持込が出来ない方は、事前に指導販売部までご連絡をお願いします。)

※肌の悪いものでも受取可能ですが、傷があるものは受取できません。

ご不明な点は指導販売部・森山までTEL56-2630

【昇格】
9月1日付けで柳本里美(企画部課長)が、企画部部長へ昇格しました。

人事異動

「ふれあいの店」休業のお知らせ

購買部ふれあいの店は11月10日(日)下郷農協まつり開催のため、休業とさせていただきます。ご迷惑をお掛けしますが、何卒よろしくお願い致します。



こんにゃく芋の受入を行います

- 大(直径15cm以上) kg当り350円前後
 - 中(直径10～15cm) kg当り400～430円前後
 - 小(直径10cm以下) kg当り350円前後
- ※全て税込価格です。

青柚子の受入を行います

青柚子 kg当り300円

(傷物は傷の程度により価格が変わります)

※収穫が困難な場合や青柚子がある情報などあれば

惣菜工場tel:56-2485(横山)まで連絡下さい。



農産・惣菜加工部

購買ふれあいの店

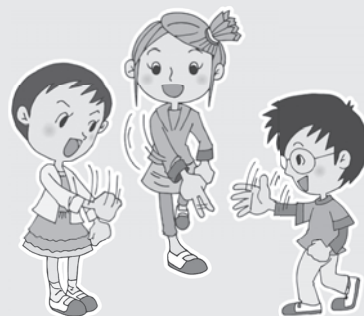
体育の日は「じゃんけんゲーム」

10月14日の体育の日は、**国民の祝日に関する法律**（祝日法、昭和23年7月20日法律第178号）第2条によれば「スポーツにしたいしみ、健康な心身をつちかう」ことを趣旨としている」とあります。

そこで購買ふれあいの店では、「じゃんけんゲーム」を行います。

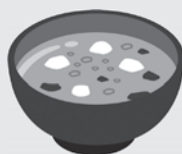
10月14日（月）にご来店いただいたお子様（中学生以下）が店員とじゃんけんをして勝ったら、牛乳200ccかカフェオーレ200ccをプレゼントします。（1人1回限り）

スポーツマンシップにのっとり真剣勝負の「じゃんけん」をして、店員とふれあいながら楽しい一日になるといいですね(*^^)v



「敬老の日」に みそ汁プレゼント！

9月16日（月）敬老の日企画では、ご来店いただいたお客様（60歳以上）に「みそ汁」をプレゼントしました。秋めいてきて、朝・晩だんだんと寒くなってきます。「お味噌」で体をあたため、これからも元気でがんばってもらいたいです。



「お誕生日は下郷農協へ行こう！！」 キャンペーン

お誕生日の前後1日の3日間、2,000円以上お買上げ毎にポイント2倍（1回限り）。

購買ふれあいの店

直通電話：0979-56-2225

営業時間：平日 8：30～18：30

土・日・祝日 8：30～17：00

月曜日：牛乳の日 火曜日：冠地どりの日

水曜日：お豆腐の日 木曜日：お魚の日

毎日お得な商品を販売しています。

集落常会開催のお知らせ

集落常会を、下記の通り開催しますので、ご出席をお願いします。

開催日：2019年10月28日(月)・29日(火)

議題：①2019年度上半期決算見込み（概要）について

②第63回下郷農協まつりについて

③各部署からのお知らせについて

④その他

担当役職員：下表のとおり



開催日	集落名	担当者		開催日	集落名	担当者	
		理事および責任者	担当			理事および責任者	担当
10/28 (月)	津留杉畑、随雲寺、蔵野	三上理事・横山(親)	・・・	10/29 (火)	和泉原	横山(真)	松尾
	島・橋本	中島(真)	相良		山浦	石川理事・横山(親)	・・・
	大久保	松岡	小若女		伊福	玉麻理事・桑野	・・・
	奥の鶴	越尾	・・・		鎌城	田尻理事・矢崎(愛)	新貝
	鹿熊	横山(真)	・・・		江淵	伊原理事・越尾	中埜
	奥江・奥畑	田尻理事・中島(享)	但馬		一ツ戸	藤田	森山
	金吉中	伊原理事・立花	原口		貞曾	金丸理事・立花	・・・
	金吉上	玉麻理事・藤田	・・・		黒法師	柳本	井上(郁)
	内山・上の原	組合長・柳本	小河		白土	三上理事・井上(菜)	・・・
	床波	石川理事・玉麻(涼)	・・・		両畑	中島(真)	古賀
行広・梶ヶ原	金丸理事・玉麻(伸)	・・・	山移	組合長・玉麻(涼)	・・・		

(注) 農協の都合により、予告なく担当者の変更を行う場合があります。ご了承をお願いします。(管理部)

理事会だより

8月30日に第5回定例理事会を開催しましたので、議案および協議内容の一部概要をお知らせします。

第1号議案：7月決算承認の件

第2号議案：その他

その他

・第1号議案の7月決算承認の件については、事業利益△2,524千円の計画に対し△9,370千円で6,846千円の未達成となりました。

事業利益は計画対比で、収益部門のうち惣菜1,065千円・購買742千円・診療所348千円・葬儀210千円等が達成、貸付2,763千円・販売1,801千円・販売商品1,024千円・共済999千円・農産903千円・牛乳778千円等が未達成となりました。

・その他事項では、今年度最初の一斉集落常会を10月28日(月)・29日(火)で計画、主議題を上期決算概要の報告、第63回下郷農協まつりについて、各部門からのお知らせ、その他の内容で開催する事としました。

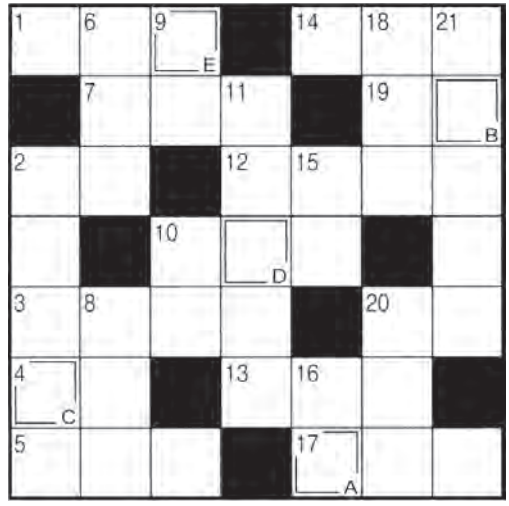
読者プレゼント パズル?

頭の体操



Q 二重マスの文字をA~Eの順に並べてできる言葉は何でしょうか?

- タテのカギ
- 1 『羅生門』 『鼻』は——龍之介の作品です
- 6 建築士が引いたり広げたり
- 8 サケなどの卵の塩漬け
- 9 平仮名もアルファベットもこれの一種
- 10 便箋に引いてある線
- 11 資源などを再利用すること
- 15 王様の耳は——の耳
- 16 ゼイゴやゼンゴと呼ばれるところを持つ魚
- 18 長崎県の北の端にある島
- 20 炭酸水のこと。クリーム——
- 21 だして煮た鶏肉を卵でとじてご飯にのせる



先月号のこたえ



先月号のこたえ 「サファイア」
当選者
北九州市若松市 樋口 信子 様

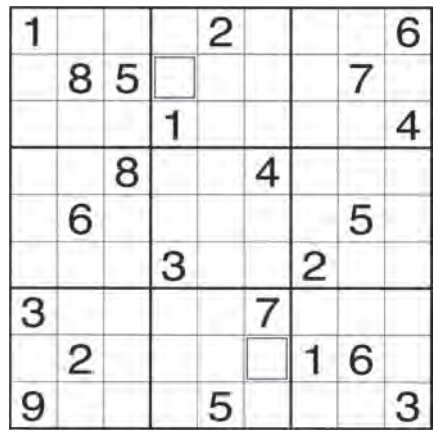
- ヨコのカギ
- 1 島根県の観光名所、——大社。神無月には日本中の神様が集まるのだとか
- 2 大福餅の中身です
- 3 10月の第2月曜は——の日。国民の祝日です
- 4 絵画や色紙を入れます
- 5 江戸時代の旅人の履き物。二足の——
- 7 「カラスの足跡」と呼ぶシワができるところ
- 10 騎手たちが1着を争います
- 12 日本で3番目に広い湖
- 13 釣りで使う疑針のこと
- 14 一本釣りで知られる魚の一つ
- 17 京都三大祭りの一つ、——祭は10月に行われます
- 19 目で見える範囲のこと
- 20 得の反対語

先月号のこたえ

6	7	5	4	9	2	8	1	3
2	9	3	8	1	6	5	4	7
8	4	1	3	7	5	9	2	6
7	6	8	9	5	4	2	3	1
3	1	2	6	8	7	4	5	9
9	5	4	1	2	3	6	7	8
5	3	9	2	6	1	7	8	4
1	8	7	5	4	9	3	6	2
4	2	6	7	3	8	1	9	5

先月号のこたえ ⑤+⑥=11
当選者
町内鎌城 清水 明人 様

解答は次号で



《数独のルール》
①空いているマスに、1から9までの数字のどれかを入れます。
②タテ列(9列)、ヨコ列(9列)、太線で囲まれた3×3のブロック(それぞれ9マスある3×3のブロックが9つ)のいずれにも1から9までの数字が1つずつ入ります。

Q 二重枠に入った数字の合計はいくつ?

数独 (すうどく)

応募方法

クイズの正解者の中から抽選でそれぞれ一名、下郷農協の商品をプレゼントいたします。ふるってご応募ください。

応募締切は二〇一九年十月二十日(必着)です。

- ① クイズのこたえ A B C D E (パスル? 頭の体操の場合) クイズのこたえ 数字の合計 (数独の場合)
- ② 住所・氏名・電話番号
- ③ 下郷農協へのご意見ご要望など以上をご記入の上、ハガキの方は〒八七一一〇四三一

大分県中津市耶馬溪町 大字大島 二一五一四
下郷農協 企画部 宛
Faxの方は
〇九七九一五六―二八八九

*個人情報他者への開示は一切致しません
が当選者のみ紙面で公表させていただきます。

当選者には農協商品をお届けします。

ふれあいの店に応募箱を設置しています。たくさんのお応募お待ちしております!!

